

工事下請基本契約約款

第1条（総則）

甲と乙とは、甲が発注者と乙が受託者の工事（以下、「元請工事」という。）を完成するため、元請工事の一部について注書、注文請書に定めるもののほか、この工事下請基本契約書（以下、「本契約」という。）に基づき、両当事者の同意（現場説明書及び現場説明図に対する同意書、回答書を含む。以下、これらを「設計図書」という。）及び工事下請契約書（これらに添付する書類（必要に応じて施工計画書、工程表、見積条件書）を含む。以下、これらを見積書という。）に依り、おのづかの立場に於いて受託契約を履行する。

甲が支払し、乙が施工する工事（以下、「別項工事」という。）の契約（以下、「本契約」という。）について、注書、注文書、設計図書及び見積書に特別の定めのない事項は全て本契約の定めるところによる。

第3条（別項工事の契約）

乙は、別項工事について設計図書及び見積額に基づいて、あらかじめ見積書を提出する。甲は、見積書を審査のうえ注文書を発行し、乙はこれに対し見積書を提出する。

2. 前項による甲の注文に対し、乙において、これを引受け合意しないときは、乙はその旨を速やかに甲に通知する。

第4条（請負代金内訳書及び施工計画書等）

乙は、甲の請負金があるときは、設計図書に添く請負代金内訳書、施工計画書及び工程表を速やかに甲に提出し、その承諾を受ける。

第5条（法令遵守の義務）

甲及び乙は、別項工事の地にあたり建設業法、労働安全衛生法、その他の工事及び労働者に関する法令及びこれらの法令に基づく監督官公庁の行政指導を遵守する。

2. 甲は、乙に対し、前項に規定する法令及びこれらの法令に照準し監督官公庁の行政指導に基づき必要な指示、指導を行い、乙はこれに従う。

3. 乙はこの代表者、責任者、実務的指揮者たる者又は乙が受託契約の履行のために使用する（以下、「乙の指揮者」という。）が、個人であるか団体であるかを問わず、身分関係、身分階級を問わず、監督官公庁の監督、指導、その他の社会的影響力（以下、「社会的影響力」という。）であるか否か又は社会的勢力と被支配関係がある場合は、甲はその旨を乙に書面または一部を解除することができる。

4. 乙は、別項工事に関連して、本人、法人又はその役員が社会的勢力である者と請負契約を結ぶことはない。

5. 乙は、「下請負契約に、警察官職務執行法、甲の発注者、第三者からの通報等又はこれらの通報等を受けた甲からの通知により、「下請負人又はその役員が社会的勢力である者」とした場合には、直ちに甲に通知する（甲からの通知により場合を除く。）」とともに、当該下請負契約を解除しななければならない。

6. 乙は、乙が乙の請負人が社会的勢力にある者又は乙の事務所が社会的勢力にあると、甲に対してこれを報告し、又は下請負人としてこれを指名するときは、速やかに甲にこれを報告し、その複製機内蔵の複製品及び甲への報告等に必要な複製品を作成する。

第6条（総務の指示）

2. 乙は、別項工事に係る金銭債権及び施工上の方法、技術、情報、これらに関する権利の一切を、別項工事の完成後であっても他に譲り受けられない。また、その役員、従業員及び乙の請負人又はその役員、従業員についてこの秘密を保持させるものとする。

2. 乙は、甲が乙に開示した情報（口頭、書面、電子情報等の形態を問わず。）について、善良な管理者の意をもとめて複製に保し、甲の事前の書面による承諾を得ることなく、開示された目的の範囲外で利用し、又は第三者に開示、複製し得ないものとする。

3. 乙は、別項工事に係る発注及び施工を行う上で必要な乙の役員、従業員以外の役員、従業員に発注権を開示してはならない。

4. 乙は、甲から開示された目的の範囲外で乙が得るものとし、複製し得ないものとする。複製した情報については複製権を有して取り扱う義務を負うものとする。なお、複製し得ない複製情報の複製物の所有権は乙にあるものとする。

5. 乙は、別項工事が終了した場合、又は甲が要求された場合は、複製情報及び複製品を、複製し得ない複製品及びその複製機材及びその複製機材を甲に返還するが、甲の指示に従った複製の他に複製を必要とする場合は、甲の指示に従って複製を必要とする。

第7条（請負義務）

2. 乙は、本契約の履行に際して知り得た事実及び乙が甲に対して開示した施工方法及びについて、特許権等の工所有権を主張してはならず、又は第三者を誘導してはならず、ただし、あらかじめ甲の同意による承諾を得た場合はこの限りではない。

第8条（労働と安全）

甲は、別項工事を含む元請工事と元請者に定まるもの、別項工事（元請工事のうち別項工事の施工に上乗せのある工事を含む。）との調整を図り、必要がある場合は、乙に対して指示を行う。この場合において、別項工事の内容を変更し、又は乙の工事全部若しくは一部の施工を一時中止しときは、甲は協議して元請又は請負代金を変更する。

2. 乙は、別項工事の施工作業に連続設備を有り、元請工事の円滑な完成に協力する。

第9条（品質）

甲及び乙は、必要あるときは、相手方とその事業報告の内容について意見を述べることができる。

第10条（安全衛生の確保）

乙は、施工にあたり事業者として作業員の労働安全の確保に力を期する。
乙は、労働安全、甲の安全衛生管理の方法及び安全衛生管理計画を伴ったともに、自ら安全衛生管理計画を作成し責任権を明確にする。

第11条（労働災害発生時の報告義務）

乙は、別項工事において労働災害（乙の作業員等の被災に限らず、下請け作業員の被災にも含む。）が発生した場合、負傷又は疾病の程度がかわらず、直ちに甲に報告しなければならない。また、別項工事において労働者の保険料の徴収等に関する法律第8条第2項の適用により、乙が労働保険の被保険者となっている場合においても、同様と報告の義務を有する。

2. 乙が労働保険の被保険者ではない場合は、甲は乙に対して1年以内の一定期間、工費発行を行わないこととし、又は契約金額の10%の範囲内の違約金を徴収する。なお、違約金を徴収する場合の具体的割合は、一の事故を発生し、工費発行できないことがある。

第12条（契約保証人）

乙は、甲の請求があるときは、甲が承諾する保証人を立てなければならない。

金融保証人は、乙の債務履行の担保として、乙の保証人となる権利を有する。

3. 工事完成保証人は、乙が工事完成する事ができない場合に、乙に代わって自ら工事を完成させなければならない。

第13条（書面主義）

本約款の各条項に基づく協議、承諾、通知、指示、請求等は、原則として書面により行う。

第14条（権利留保の協議）

甲及び乙は、本契約の履行に支障を及ぼす権利を第三者に譲渡し、又は承諾させてはならない。ただし、あらかじめ相手方の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

2. 甲及び乙は、工事目的物を工事に現場に搬入した工事材料（工場製品を含む。以下、「部材」）を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権の他担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ相手方の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

第15条（保証責任の範囲）
乙は、別項工事の全部または一部について第三者に委任し又は請負してはならない。ただし、あらかじめ発注者（建設業法第2条第5項で規定する定義に同じ。以下同じ。）及び甲の同意による承諾を得た場合はこの限りではない。

2. 前項ただし書にかかわらず、建設業法第2条第3項に規定する多数の善者が利用する施設又は工物に関する重要な建設工事を公定で定める工費及び公費に基づいて、あらかじめ発注者及び甲の書面による承諾を得、工費を一括して第三者に委任し又は請負してはならない。

3. 乙は、第1項ただし書により、発注者及び甲の承諾を得た受任者又は工費を金として第三者に委任する場合は、改めて発注者及び甲の書面による承諾を得なければならない。

4. 乙は、本条の規定に基づく工事の場合又は一部を第三者に委任し又は請負わせる場合は、かかる第三者に第6条に規定する義務と同等の守衛義務を課した場合には見積書を開示できてもよいとする。

第16条（関係事項の通知）

乙は、甲に対して、前項の通知に關し、次の各号に掲げる事項を契約締結後遅くも甲の定める建設業法・安全関係等提出書類及び銀行口座振込依頼書・領収書提出用紙をもって通知する。

①建設業許可に関する事項
②安全衛生責任者の氏名
③安全衛生推進者の氏名
④副管理責任者の氏名
⑤安全管理責任及び主技術者の氏名
⑥施工方法等に関する事項
⑦建設業法第2条第3項に規定する多数の善者が利用する施設又は工物に関する重要な建設工事を公定で定める工事及び公共工事については、あらかじめ発注者及び甲の書面による承諾を得、工費を一括して第三者に委任し又は請負してはならない。

⑧請負代金を受領する金融機関の名称及び口座番号
⑨請負代金を受領する金融機関の支店名
⑩請負代金を受領する金融機関の支店名
⑪請負代金を受領する金融機関の支店名
⑫請負代金を受領する金融機関の支店名
⑬請負代金を受領する金融機関の支店名
⑭請負代金を受領する金融機関の支店名
⑮請負代金を受領する金融機関の支店名
⑯請負代金を受領する金融機関の支店名
⑰請負代金を受領する金融機関の支店名
⑱請負代金を受領する金融機関の支店名
⑲請負代金を受領する金融機関の支店名
⑳請負代金を受領する金融機関の支店名
㉑請負代金を受領する金融機関の支店名
㉒請負代金を受領する金融機関の支店名
㉓請負代金を受領する金融機関の支店名
㉔請負代金を受領する金融機関の支店名
㉕請負代金を受領する金融機関の支店名
㉖請負代金を受領する金融機関の支店名
㉗請負代金を受領する金融機関の支店名
㉘請負代金を受領する金融機関の支店名
㉙請負代金を受領する金融機関の支店名
㉚請負代金を受領する金融機関の支店名
㉛請負代金を受領する金融機関の支店名
㉜請負代金を受領する金融機関の支店名
㉝請負代金を受領する金融機関の支店名
㉞請負代金を受領する金融機関の支店名
㉟請負代金を受領する金融機関の支店名
㊱請負代金を受領する金融機関の支店名
㊲請負代金を受領する金融機関の支店名
㊳請負代金を受領する金融機関の支店名
㊴請負代金を受領する金融機関の支店名
㊵請負代金を受領する金融機関の支店名
㊶請負代金を受領する金融機関の支店名
㊷請負代金を受領する金融機関の支店名
㊸請負代金を受領する金融機関の支店名
㊹請負代金を受領する金融機関の支店名
㊺請負代金を受領する金融機関の支店名

2. 乙は、甲に対して、前項各号に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なく書面をもってその旨を通知する。

第17条（下請負人等の関係事項の通知）

乙は、別項工事の全部または一部を第三者に委任し又は請負してはならない（第15条第1項ただし書による承諾を得た場合を含む。）。乙は、甲に対して、その契約（その契約にかかわる工事が発注者の契約に行っている場合は、後発の全ての契約を含む。）に關し、次の各号に掲げる事項を遅滞なく甲に定める建設業法・安全関係等提出書類をもって通知する。

①受任者又は下請負人の氏名及び住所（法人であるときは名称及び住所を相当する営業所の所在地）
②工事の種類及び内容
③工期

④前条第1項の第1号から第7号の各号に掲げる事項

2. 乙は、甲に対して、前項各号に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なく書面をもってその旨を通知しなければならない。

3. 乙は、甲から設計図書及び見積書を受領し、その旨を甲に通知するときは、遅滞なくこれを甲に提出し、甲はこれを甲の責任として、後次の受任者又は下請負人からの建設業法・福祉改正法等に基づく届出書（再下請負届出書）をとりまとめて、遅滞なく甲へ提出しなければならない。

第18条（監督官）

甲は、乙の現場代理人、主技術者、その他が別項工事を施工するために使用する「請負人、作業員等」で工事の施工又は管理につき、著しく不適当と認められる者があるときは、乙に対して、その理由を明示し乙を書面をもって、必要と認められるべきことを求めることができる。

2. 乙は、監督官がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、甲に対してその理由を明示した書面をもって、必要な措置をとるべきことを求めることができる。

3. 甲又は乙は、前2項の規定による請求があったときは、その請求にかかわる事項について決定し、その結果を相手方に通知する。

第21条（工事材料の品質及び検査）

乙は、別項工事の工事材料につき設計図書及び見積額欄にその品質が明示されていない物は、使用前に監督官の承諾を受けける。

2. 乙は、工事材料について、使用前に監督官の検査に合格した物を使用する。

3. 監督官は、乙が前項の検査に合格したときは、遅滞なくこれを認定する。

4. 前2項の検査にかかわる費用は乙の負担とする。

5. 乙は前項の規定にかかわらず検査の結果不合格とされた工事材料については遅滞なく工事現場から搬出しなければならない。

7. 第2号から第6号の規定は建設機械類について適用する。

第22条（監督官の立会い及び工事現場の整備）

乙は、調査を受ける工事材料については、監督官の立会いを受けて検査し、又は監督官が合格した物を使用しなければならない。

2. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
3. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
4. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
5. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
6. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
7. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
8. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
9. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
10. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
11. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
12. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
13. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
14. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
15. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
16. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
17. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
18. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
19. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
20. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
21. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
22. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
23. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
24. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
25. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
26. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
27. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
28. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
29. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
30. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
31. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
32. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
33. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
34. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
35. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
36. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
37. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
38. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
39. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
40. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
41. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
42. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
43. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
44. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
45. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
46. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
47. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
48. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
49. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
50. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
51. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
52. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
53. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
54. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
55. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
56. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
57. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
58. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
59. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
60. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
61. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
62. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
63. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
64. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
65. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
66. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
67. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
68. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
69. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
70. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
71. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
72. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
73. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
74. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
75. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
76. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
77. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
78. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
79. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
80. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
81. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
82. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
83. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
84. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
85. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
86. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
87. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
88. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
89. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
90. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
91. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
92. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
93. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
94. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
95. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
96. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
97. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
98. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
99. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
100. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
101. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
102. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
103. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
104. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
105. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
106. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
107. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
108. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
109. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
110. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
111. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
112. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
113. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
114. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
115. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
116. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
117. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
118. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
119. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
120. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
121. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
122. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
123. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
124. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
125. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
126. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
127. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
128. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
129. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
130. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
131. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
132. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
133. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
134. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
135. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
136. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
137. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
138. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
139. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
140. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
141. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
142. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
143. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
144. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
145. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
146. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
147. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
148. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
149. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
150. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
151. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
152. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
153. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
154. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
155. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
156. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
157. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
158. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
159. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
160. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
161. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
162. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
163. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
164. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
165. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
166. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
167. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
168. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
169. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
170. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
171. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
172. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
173. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
174. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
175. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
176. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
177. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
178. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
179. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
180. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
181. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
182. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
183. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
184. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
185. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
186. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
187. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
188. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
189. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
190. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
191. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
192. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
193. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
194. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
195. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
196. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
197. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
198. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
199. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
200. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
201. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
202. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
203. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
204. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
205. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
206. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
207. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
208. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
209. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
210. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
211. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
212. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
213. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
214. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
215. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
216. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
217. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
218. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
219. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
220. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
221. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
222. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
223. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
224. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
225. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
226. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
227. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
228. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
229. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
230. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
231. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
232. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
233. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
234. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
235. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
236. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
237. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
238. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
239. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
240. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
241. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
242. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
243. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
244. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
245. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
246. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
247. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
248. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
249. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
250. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
251. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
252. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
253. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
254. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
255. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
256. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
257. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
258. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
259. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
260. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
261. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
262. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
263. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
264. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
265. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
266. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
267. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
268. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
269. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
270. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
271. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
272. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
273. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
274. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
275. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
276. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
277. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
278. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
279. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
280. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
281. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
282. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
283. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
284. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
285. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
286. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
287. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
288. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
289. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
290. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
291. 乙は、本中の工事材料は全て本契約の定めるところによる。
292.

建築工事一般事項覚書 (第2版)

- 1 労働安全衛生法等を遵守し、作業場内は勿論、近隣周辺的良好なる環境を維持する努力を怠ってはならない。
- 2 工事施工に当っては専任の主任技術者を常駐させ、作業人員、工事工程、施工方法、工事材料、機器類の搬入、搬出計画等については、常に当社係員及び関連他職の作業主任者と打合せを行ない、工事の進捗に協力すると共に作業完了の場合は必ず当社係員に報告し、その立会い検査を受けること。
- 3 作業員の雇入時の健康診断及び安全教育は必ず実施し、その記録を保管しておくこと。又、アスベスト工事に関してはその記録は40年間保存とすること。
- 4 作業員の保護用具（保安帽、安全靴、安全帯等）は必ず持参し、着装使用させ、主任技術者（職長）において使用状況の管理行なうこと。
- 5 作業場内では関連他職の従業員並びに作業員との融和を図り、粗暴な言動を慎み協調して工事の進捗に協力すること。又、工事施工に当っては、通行人及び近隣等第三者に迷惑をかけないよう留意すること。
- 6 機械工具類（機械装置、車輛運搬具、工具器具を云う、以下同じ）は、完全なる機能を有し、且つ法令で定められているものは規格に合うものでなければならないが、搬入に際しては当社係員の確認を受けること。使用に当っては、運転者、取扱者又は玉掛責任者は法で定められた資格を有すものを選任し、予め当社係員の承認を得ること。始業点検、定期自主検査は必ず実施し、その記録を残すと共に運転保守についてその責を負うこと。
- 7 当社の機械工具類を借用する場合は、予め当社係員の承認を得ること。貸与された機械工具類に関しては、常に整備、手入れ、清掃、養生等を行ない、使用済のときは、速やかに当社係員の指示する場所に返却すること。
- 8 機械工具類及び工事材料等は丁寧に取扱い、特に高所より投下する等の行為を厳禁する。又、整理整頓に注意し破損、滅失した場合には、その損害を賠償すること。
- 9 作業場に入出する車輛は、通行人及び近隣等第三者に迷惑をかけないよう留意し、公道を汚損させたり工事の進捗を妨げないように、必要により見張員又は誘導員をつけること。尚、工事現場に入出する車輛は、5千万円以上の任意保険に加入していること。又、整備不良車両については入場禁止とする。
- 10 仮設電気を使用する場合は、その点滅及び当社係員の指示に従って細部の配線を行うこと。尚、電動工具を使用する場合は接地線付キャブタイヤコードを使用すること。
- 11 騒音、振動対策については、当社係員と協議し、施工計画書に具体的に提案して承認を受けて施工に着手すること。
- 12 毎日作業終了後は清掃片付けを行い、廃棄物指定場所（コンテナ）に空けきなく廃棄すること。又、集積された産業廃棄物の処分の費用は負担すること。
- 13 注文書に添付する見積明細は当社指定用紙の見積依頼書に工事下請基本契約約款（ホームページ参照）及び本書「建築工事一般事項覚書」に基づいて見積りを行ない現場代理人に提出すること。又、見積依頼書記載の条件（工期）等は必ず厳守すること。尚、見積期間については①予定価格500万円未満：中1日以上、②予定価格5000万円未満：中10日以上、③予定価格5000万円以上：中15日以上を基本とする。
- 14 共同建設安全衛生協会会費を一般工種については4/1000を、資機材納品（リース含む）工種については1/1000を徴収いたしますので、ご了承下さい。
*尚、請負金額が30万円未満（税別）の見積依頼書決済分についても同様に第1回の出来高支払額から相殺いたしますので、ご了承下さい。
- 15 建設業退職金共済制度の推進を図る為一般工種については支払額に対して3/1000を建退共証紙代（現物支給）として、徴収いたしますので、ご了承下さい。
- 16 請求書は指定請求書用紙を用いて毎月末日締切、毎月5日迄に共同建設本社に必着の事。（遅れた場合は翌月扱いとする。）